

インボイス制度開始に伴う鷺宮ガスの対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2023年10月1日より施行される「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)について、下記の通りご案内申し上げます。

1. 弊社の登録番号

T6030001031267

2. 変更内容

弊社は、請求書(一部取引については明細書)をインボイスとすることを基本といたします。それに伴い、弊社が発行する適格請求書は下記の予定です。

①ガス料金、電気料金	「ご請求書」(A4版) 「口座振替明細書」(A4版)
②ガス器具代金	「請求書兼納品書」(A5版)
③工事代金、その他①②以外の請求書	

なお、毎月検針時にお届けしております「ガスご使用量のお知らせ(兼)ガス料金等口座替済領収証」(いわゆる検針票)および金融機関窓口支払用の「払込取扱票」は、適格請求書としてご利用いただけません。

ガス料金・電気料金の仕入税額控除に、検針票または払込取扱票をご使用されている課税事業者さまは、大変お手数ではございますが、上記①「ご請求書」または「口座振替明細書」の発行をご依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

3. 適用開始日

2023年10月発行分より対応予定

4. ガス料金等適格請求書発行依頼および本件に関するお問合せ先

ガス料金等適格請求書発行依頼専用アドレス
washigas_invoice@washinomiogas.co.jp

※インボイス制度に関する一般的なお問い合わせにつきましては、国税庁のホームページ等でご確認ください。

以上